

諮問番号：平成29年度諮問第20号

答申番号：平成29年度答申第22号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 社会性やコミュニケーション能力が乏しく、日常生活への適応に当たって援助が必要と考えたこと。
- (2) 自閉症を持った子供に多い自家中毒により入退院を繰り返していること。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。
- (2) 処分庁は、嘱託医師の判定を得て、診断書により、発達障害関連症状はすべて「乏しい」とされており、社会性やコミュニケーション能力が乏しいことは認められるものの、「問題行動及び習癖」並びに「日常生活能力の程度」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要留意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から「不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」の状態にはないと判断した。
- (3) 審査請求人が主張する自家中毒による入退院という事情は、診断書に記載がなく、上記(1)から、その事情のみをもって、認定を行うことはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずに

なされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情のうち、社会性やコミュニケーション能力に乏しいことについては、診断書に記載された内容であり、原処分はこれらの記載内容に基づき行われていること、自家中毒（周期性嘔吐症）があることについては、主治医に確認したところによると、主治医は診断や治療をしたものでなく、また、周期性嘔吐症により、対象児童に不適応な行動がみられ、日常生活に著しい制限を受けると認められる特段の事情は窺われないこと、さらに、これらの事情を踏まえても、囑託医師は、再度、非該当と判定したことから、原処分が違法又は不当であるということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の囑託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「乏しい」とされ、「自閉」や「不安」の精神症状及び「興奮」や「多動」の問題行動がみられるものの、日常生活能力の程度は、おおむね自立し、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまり、それらの記載からは、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとは認められない。

一方で、審査請求人からは、対象児童が周期性嘔吐症（自家中毒）により入院を繰り返しているとの主張があったことから、審理員は、慎重を期すため、同診断書を作成した主治医に対し、対象児童の周期性嘔吐症が、日常生活における注意度の診断にどのような影響を与えるか等について、照会した。

これに対し、主治医は、自閉症スペクトラム症の児童が周期性嘔吐症を有する場合には特別な配慮を要するとしたが、対象児童を周期性嘔吐症と診断及び治療したことはないと回答し、当該回答からは、対象児童に要する具体的注意の内容は明らかではなく、なおも日常生活に著しい制限を受けると認められる特段の事情は窺えない。そして、囑託医師は、当該回答を踏まえて、再度非該当と判定し

た事実が認められる。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美